

本二東郷やすらぎ公園周辺道路に係る整備方針について

本二東郷やすらぎ公園（以下「本公園」という。）については、区立東郷公園を拡張し、新たな公園として整備を行い、平成30年10月に開園を行ったところである。

しかし、本公園周辺は狭あい道路が多く、また、木造住宅が密集していることから災害時の危険性が高い街区が多い状況にある。

特に本公園の東側には避難経路としての道路が整備されておらず、北側入口に至る道路に関しては、維持管理上課題のある私道のみ接続であり、災害時の本公園への安全な避難路の確保の観点から大きな課題がある。

以上を踏まえ、区は、本公園周辺の防災性の向上、災害時の避難路の確保及び本公園利用者等の利便性の向上のため、本公園の東側及び北側の入口に至る道路に係る整備方針を下記のとおり定めたので報告する。

記

- 1 本公園北側入口へ通ずる区道の整備（幅員4m） 1路線
- 2 本公園東側入口へ通ずる区道の整備（幅員4m） 1路線（2期に分けて整備）
- 3 本公園北側入口及び東側入口へ通ずる区有通路に関しては、当該区有通路沿いの建物を建替える際に建築基準法第42条第2項に定める道路のへ拡幅整備を推進することにより、道路整備を進める。

※ 詳細は、別紙参照

以上について、対象道路に係る権利者の同意を得ること及び沿道住民等への周知を適切に行うことにより、道路整備を進めることとする。

また、道路整備、測量等の事前調査に当たっては、可能な限り国・都の補助金等の予算確保に努めるものとする。

本二東郷やすらぎ公園周辺図

